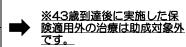
THOU THE	項目	文坂 争未に除る Q Q B 質問	回答
1	助成回数	これまでに高知県不妊に悩む方への特定治療支援事業または 高知県不妊に悩む方への特定治療支援事業(不妊治療の保険 適用への円滑な移行支援分)の助成を受けている場合、これ から高知県特定不妊治療支援事業の助成を受ける際の回数の 考え方はどうなるか。	高知県特定不妊治療支援事業は不妊治療が保険適用となった令和4年度からの新規事業であるため、これまでの助成回数は通算せず、誰もが1回目からのスタートとなります。
2	助成回数	高知県特定不妊治療支援事業の助成回数について、当該年度 に限った回数となるのか。	当該年度に限った回数ではなく、1子ごとの通算回数となります。
3	申請	治療終了時点では高知市に在住していたが、現在は高知市以外に引っ越した場合、申請書は県と高知市どちらに提出すべきか。	申請時点で高知市以外に在住している場合は、県へ申請書を提出してください。 (申請時点でどこに住所があるかで判断する。)
4	添付書類	添付書類である戸籍謄本及び住民票は、高知県不妊に悩む方への特定治療支援事業または高知県不妊に悩む方への特定治療支援事業(不妊治療の保険適用への円滑な移行支援分)の申請をする際に提出しているので、高知県特定不妊治療支援事業の申請をする際には提出不要か。	高知県特定不妊治療支援事業は不妊治療が保険適用となった令和4年度からの新規事業であるため、誰もが1回目からのスタートとなります。 このため、全ての添付書類を提出していただく必要があります。
5	男性不妊	令和4年4月1日以降に治療を開始した男性不妊について、 上乗せ助成はないのか。	高知県特定不妊治療支援事業では、男性不妊の上乗せ助成 は対象としていません。
6	申請	夫婦で住民票が異なる場合、県と高知市のどちらに申請すべきか。	申請時点の住所地であれば、どちらにでも申請は可能ですが、同一の治療について重複して他の自治体に申請することはできません。
7	助成回数	令和4年4月1日以降に、42歳で治療を開始し、助成を2回受けた。3回目の治療開始時には43歳になっており、保険が適用されなかった場合、もう3回、全ての治療区分について助成を受けられるか。	保険適用時にすでに2回助成を受けているため、43歳になった後に治療を開始した保険適用外の治療については助成を受けることはできません。 (別紙をご参照ください。)
8	先進医療 にかかる費用	保険適用となった「1回の治療」の中に先進医療(自費)が含まれている場合、「1回の治療」全てが助成対象外ですか?	保険適用となった「1回の治療」のうち、先進医療にかかった費用(自費分)のみが対象外です。 先進医療以外の保険適用分について助成します。

## 高知県特定不妊治療支援事業 助成回数・助成上限額等について

初回申請(※)の治療の開始日時点の妻の年齢	通算助成回数 (1子ごと)	治療	上限金額
40歳未満	60	<b>保険適用された</b> C・F のみ	3万円
40歳以上43歳未満	30	<b>保険適用された</b> C・F のみ	3万円



初回申請(※)の治療の開始日時点の妻の年齢	通算助成回数 (1子ごと)	治療	上限金額
43歳以上	30	<b>保険適用外</b> A・B・D・E	30万円
43歲以上		<b>保険適用外</b> C·F	15万円

※R4.4.1以降、高知県特定不妊治療支援事業へ初めての申請

## 【申請について】

令和4年4月1日以降に、初回申請の治療開始日時点の妻の年齢が40歳未満の場合

保険適用されたC·Fの治療を5回申請し助成を受けた後、6回目の治療が保険適用外となった場合、この6回目の治療費については高知県特定不妊治療支援事業へ申請はできません。

※初回申請の治療開始日時点の妻の年齢が40歳未満なので、<u>保険適用されたC·Fの治療のみが助成対象</u>となるため。

令和4年4月1日以降に、初回申請の治療開始日時点の妻の年齢が40歳以上43歳未満の場合

保険適用されたC·Fの治療を2回申請し助成を受けた後、3回目の治療が保険適用外となった場合、この3回目の治療費については高知県特定不妊治療支援事業へ申請はできません。

※初回申請の治療開始日時点の妻の年齢が40歳以上43歳未満なので、<u>保険適用されたC·Fの治療</u> <u>のみが助成対象</u>となるため。